

令和2年第1回三種町議会臨時会会議録

令和2年5月18日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課	長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝
税務課	長	金子英人	町民生活課長	荒川浩幸
福祉課	長	加賀谷司	健康推進課長	佐々木恭一
農林課	長	寺沢梶人	商工観光交流課長	工藤一嗣
建設課	長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明
琴丘支所	長	工藤伸也	山本支所長	後藤芳英
会計課	長	平澤仁美	教育長	鎌田義人
教育次長	長	後藤誠	農業委員会事務局長	佐藤慶一

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	桜庭勇樹	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主任	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 町長の招集挨拶
- 第 4 報告（報告第 2 号から第 5 号まで）の一括上程
- 第 5 報告第 2 号 令和元年度三種町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 3 号 令和元年度三種町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 4 号 令和元年度三種町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第 5 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定に関する件）
- 第 9 承認（承認第 1 号から第 9 号まで）の一括上程
- 第 10 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町一般会計補正予算）
- 第 11 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算）
- 第 12 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計補正予算）
- 第 13 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計補正予算）
- 第 14 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町介護サービス事業勘定特別会計補正予算）
- 第 15 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（三種町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 16 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（三種町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 17 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度三種町一般会計補正予算）
- 第 18 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度三種町一般会計補正予算）
- 第 19 議案（議案第 3 2 号から第 3 4 号まで）の一括上程
- 第 20 議案第 3 2 号 三種町温泉条例の一部改正について
- 第 21 議案第 3 3 号 財産の取得について（防災行政無線戸別受信機（八竜地域））
- 第 22 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結について（三種町山本地域拠点センター外構工事）

議長 金子芳継は、令和2年5月18日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）

ただいまから、令和2年第1回三種町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

会議に入る前に注意事項を申し上げます。

感染防止のため、発言の際もマスクを着用してください。

なお、本日も換気のため扉を開けており、また、マスクを着用しておりますのでマイクに近づいて発言をしてください。

本日の会議を開きます。

書記には桜庭君を任命します。

説明員として、町長及び教育長の出席を求めています。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により13番、堺谷直樹議員及び14番、安藤賢藏議員を指名いたします。

日程第2．会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営（後藤栄美子）

委員長 おはようございます。

令和2年第1回三種町議会臨時会に当たり、本日議会運営委員会を開催し、会期等について協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております会期日程表のとおり、会期は本日1日としております。

なお、提出案件は、報告4件、承認9件及び議案3件となっておりますので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げまして報告といたします。

議長（金子芳継）

議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり本日1日とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3．町長より招集挨拶を求めます。町長。

町長（田川政幸）

おはようございます。

本日、第1回議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には、何かとお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。議案審議の前の貴重なお時間を拝借し、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策を巡り、4月16日に全都道府県に発せられた緊急事態宣言が14日に解除され、秋田県内における一部業種を対象とした休業要請も解除されることとなりました。

しかしながら、宣言解除後に感染者数が再び増加する懸念もあることから、引き続き警戒を続け、町民の皆様への情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、経済対策として特別定額給付金の給付手続の迅速化を図るほか、本臨時会終了後に開催予定の全員協議会で詳細をご説明いたしますが、町独自の支援策にも取り組む所存でございますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本日の臨時会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を鑑み、三種町温泉条例に温泉料金の徴収猶予に関する条項の追加を行う改正議案、八竜地域に設置する防災行政無線戸別受信機の取得議案、山本地域拠点センター外構工事の工事請負契約の締結議案などを提出するため招集した次第であります。

議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

議長（金子芳継）

町長の招集挨拶を終わります。

日程第4．報告第2号から第5号までの一括上程を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、報告第2号から第5号までの4件を一括してご説明申し上げます。

報告第2号から報告第4号は、令和元年度予算における予算の繰越しについて議会に報告するものであります。

報告第2号、一般会計予算では、農林水産業費の産地パワーアップ事業から教育費の公民館備品整備事業までの8事業、事業費総額7,147万7,000円を、報告第3号、公共下水道事業特別会計では、公共下水道事業費の流域下水道事業675万1,000円を、報告第4号、水道事業会計予算では、宮橋橋梁添架管布設替事業2,154万9,000円をそれぞれ令和2年度へ繰り越ししたものであります。

次に、報告第5号、専決処分報告について、ご説明申し上げます。

令和2年3月20日、職員が庁用車にて書類の運搬作業を行っていた際、左折しようとしたところ、庁用車のトラックの側面が被害者所有の看板に接触し、当該看板に損害を与えたものであります。

この件につきましては、損害賠償額を定め、和解したものであり、地方自

治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をし、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

議長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5．報告第2号「令和元年度三種町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

日程第6．報告第3号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

日程第7．報告第4号「令和元年度三種町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

日程第8．報告第5号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定に関する件）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。13番、堺谷議員。

13番（堺谷直樹）

確認しますけれども、左折しようとしたところ看板にぶつかったとありますけれども、これは民地の中を左折するときに通ってしまったのか、それとも看板が道路のほうに飛び出していたのか、どちらか教えてください。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

コンテナ車で旧山本支所から県道を渡って真っすぐ来る道路がございます。その道路を直進して旧山本公民館のほうに左折する際に接触したものでございまして、運転手が内輪差を確認できていなかったものと認識しており

ます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

ということは、左折するとき屋敷の中を通過してしまったということではないんですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

お答えいたします。

こちらの看板、実際佐々木整骨院さんのところなんですけれども、この現場の写真を見ますと、大分境界に近いところに立っております。これは多分そういう認識の下で立てたとは思いますが、境界の内側に立っているということで、これについては本人の所有の土地だと思います。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

ですから、そうすれば運搬車両が相手方の土地の中を通過してぶつかってしまったということになるのか。そういう解釈でよろしいんですかということなんですけれども。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

そういう解釈になるかと思えます。(「はい、分かりました」の声あり)

議 長 (金子芳継)

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

日程第9. 承認第1号から第9号までの一括上程を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、承認第1号から第9号についてご説明申し上げます。

承認第1号から承認第5号までは、令和元年度一般会計及び各特別会計の専決処分した補正予算について、議会の承認を求めるものであります。

補正内容といたしましては、主に経常経費の精査や補助事業等の確定に伴う予算の増減補正となっております。

初めに、承認第1号、令和元年度一般会計予算の補正は、歳入歳出それぞれ

れ2億8,013万3,000円を減額し、予算総額を104億6,157万3,000円とするものであります。

繰越明許費につきましては、湛水防除事業を648万1,000円に変更したほか、産地パワーアップ事業2,262万円を追加するものであります。

また、債務負担行為の補正では、借入実績がない事項について廃止しております。

地方債の補正では、事業費の確定による過疎対策事業等の限度額の減額と、高齢者住宅などの貸付事業の実績がない事項について廃止しております。

歳出におきましては、総務費から災害復旧費までの補正につきましては、精算増減の補正のみとなっておりますので説明を省略させていただきます。

諸支出金の基金費では、歳出の減額及び歳入の譲与税等の確定などに伴い、財政調整基金に916万2,000円、減債基金に438万5,000円を積み立てたほか、ふるさと元気づくり基金については、ふるさと納税額の実績見込みにより699万6,000円を増額計上しております。

次に、歳入では、地方譲与税及び地方交付税の確定額を計上したほか、利子割交付金から交通安全対策特別交付金までの各種交付金の確定額を計上しております。

国庫支出金におきましては、施設型給付費等を実績見込みにより減額計上しております。

県支出金では、自立支援給付費等を実績見込みにより増減計上しております。

寄附金では、ふるさと元気づくり寄附金699万5,000円を増額計上しております。

繰入金の基金繰入金では、収支調整により財政調整基金からの繰入金を全額減額計上しております。

町債におきましては、貸付実績のない住宅整備資金等を減額したほか、事業費確定による各種起債の減額補正を行っております。

以上で一般会計の説明を終わり、続きまして各特別会計の補正予算についてご説明いたします。

承認第2号、令和元年度国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,844万円を減額し、予算総額を21億2,019万9,000円とするものであります。

歳入におきましては、県支出金の保険給付費等交付金などを減額計上し、歳出では各給付見込みに基づき保険給付費などを減額計上し、予備費で調整する補正内容となっております。

次に、承認第3号、令和元年度後期高齢者医療特別会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ59万3,000円を減額し、予算総額を1億9,011万1,000円とするものであります。

歳入におきましては後期高齢者医療保険料を減額計上し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額計上しております。

次に、承認第4号、令和元年度介護保険事業勘定特別会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,091万9,000円を減額し、予算総額を28億7,100万4,000円とするものであります。

歳入におきましては国庫負担金の介護給付金等負担金、繰入金の介護給付費準備基金繰入金などを減額計上しております。

歳出では、保険給付費において各給付見込みに基づき減額計上したほか、予備費で調整する補正内容となっております。

次に、承認第5号、令和元年度介護サービス事業勘定特別会計の補正予算は、各事務事業の精査により補正を行ったものであり、歳入歳出それぞれ163万1,000円を減額し、予算総額を1,189万円とするものであります。

次に、承認第6号及び第7号の条例の専決処分についてご説明申し上げます。

これらの条例は、関連する法律等が令和2年3月に公布され、4月1日から施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたことから、3月31日付で条例の一部改正を専決処分したものであり、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものであります。

承認第6号、三種町町税条例等の一部を改正する条例の主な内容といたしましては、個人町民税につきましては、全ての独り親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性の独り親と女性の独り親の不公平を解消するための措置を講ずるなど、所要の改正を行っております。

固定資産税につきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者が明らかとならない場合、使用者を所有者とみなして課税できることなど、所要の改正を行っております。

たばこ税につきましては、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しを行っております。

次に、承認第7号、三種町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の改正に伴い、保険税の課税限度額の引上げと低所得者に対する軽減の拡充を図るため、所得基準額の引上げを行うものです。

続きまして、承認第8号から承認第9号までは、令和2年度一般会計の専決処分した補正予算について、議会の承認を求めるものであります。

承認第8号、令和2年度一般会計予算の補正は、歳入歳出それぞれ330万円を追加し、予算総額を99億7,831万5,000円とするものであります。

歳出におきましては、民生費の災害救助費にマスク購入費として災害用備蓄物資330万円を追加計上し、歳入では財政調整基金を同額増額計上しております。

承認第9号、令和2年度一般会計予算の補正は、歳入歳出それぞれ16億3,277万4,000円を追加し、予算総額を116億1,108万9,000円とするものであります。

歳出では、総務費の特別定額給付金事業におきまして、給付金及び事務費として16億1,872万4,000円を追加計上しております。

民生費の子育て世帯への臨時特別給付金事業におきまして、給付金及び事務費として1,405万円を追加計上しております。

歳入の国庫支出金におきましては、各給付金給付事業費及び事務費補助金を同額追加計上しております。

以上が承認案件の概要であります。議員の皆様にはご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (金子芳継)

町長の提案理由の説明を終わります。

日程第10. 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町一般会計補正予算）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町一般会計補正予算）」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

日程第11. 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算）」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

日程第12．承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計補正予算）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計補正予算）」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第13．承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計補正予算）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計補正予算）」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

日程第14. 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町介護サービス事業勘定特別会計補正予算）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度三種町介護サービス事業勘定特別会計補正予算）」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

日程第15. 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（三種町町税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。14番、安藤議員。

14番（安藤賢藏）

この議案説明の固定資産税について。所有者に代わって使用者に固定資産税を請求できると。使用者が所有者に代わって固定資産税を支払うという文章なんですけど、これは画期的なことなんですけどこっちの説明を見てもよく分からないので、これは法律改正とか何かのことでこういうことができることになったんですか。もうちょっとかみ砕いて説明してもらえますか。

議長（金子芳継）

税務課長。

税務課長（金子英人）

お答えいたします。

今回の町税条例等の一部改正は、地方税法の改正に伴うものでございます。内容としまして、これまで所有者が例えば亡くなってしまっ、通常であれば相続登記などを経て別の方に課税という流れになるんですけども、その相続登記等がなされていない場合、そういった場合はこちらのほうで課税対象者、納税義務者の把握が困難になりますので、それで実際その所有者が亡くなった土地等について実際別の人が使用している場合、その場合はその使用者を所有者とみなして課税できるという規定です。この場合は、いき

なり納税通知書を送るとかそういうことではなくて、事前に所有者として見てもいいかというような通知を事前に出すことが必要になります。これによって通常の考えられる例としましては、一般的に、例えば家族の世帯主等が亡くなって相続登記がまだ行われていないと。それでも使用者は、その家族の方がいますので、通常はそういうケースだと思います。あとは、例えば借地借家の場合ですね、借地借家の所有者が亡くなった、けども現にまだ住んでいる人がいるといった場合、これまではその土地の固定資産税は宙に浮いたような格好になっています。ですが、今回の改正によって現に住んでいる人、使用者に対して課税ができるというような内容になってございます。

議 長 (金子芳継)

14番。

14番 (安藤賢藏)

固定資産税は、昨日配達されたんですが、住宅の場合あるいは宅地とかいろいろ種類はあるんですが、農地の場合、これは非常にややこしいことになると思うんです。じいちゃんが死んだ、息子は遠く相続争いで長男が相続できない、おんちゃんも欲しいと言った、妹も欲しい、兄様も欲しいと今度主張してきた。私の知り合いでそういうのがあるんですけども、現に長男が耕作しているんですが、万が一この農地が、田んぼでも畑でも、競売にかかった場合にどういうふうなことになるんですか。所有者はいない、耕作権は生きています。今日お答えできなくても後からね、これはすごく難しいことがいっぱい発生すると思うんですよ。所有者でない人に課税するんだから。まだ役所のほうでも想定していないことがいっぱい出てくると思うんですが、後からでもいいですから、その辺の耕作権とかのことについてもお知らせください。今もし分かるんだったらお願いします。

議 長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (金子英人)

お答えします。

今現在こちらのほうで想定しているのは、例えば今議員さんおっしゃったような、例えば兄弟たちとかお子さんがまず所有者として権利を申立てをしているといった場合、今回の改正につきましては、現に使用している方を所有者とみなすというこの規定は、その前に十分な調査が必要になります。その調査というのは、こちらのほうでその所有者、現在の所有者が誰になるのかというのを調査することになります。一般的には戸籍等で追跡調査いたしまして、例えば今言ったようにお子さんとか兄弟それぞれが権利を申立てた場合は、当然その中でお話をさせていただいて、相続人を決めていただくということになります。

耕作権につきましては、所有権とはまた別のものになりますので、そちらのほうはどうなるかというのはちょっと私もはっきりは分からないんですけども、耕作権はそのまま引き継ぐものと考えております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

14番。

14番 (安藤賢藏)

農地の場合でも耕作権というのは相当大きい権利なんです。借地借家法によっても、現在の住宅がまごじいさんのものだからというのが結構あるわけだ。その場合、行政で固定資産税払わないから出ていけということは言えませんよね。借地人のほうが強いんだから。物すごいこれ重要というか、難しい法律が改正されたなと思って今、もっと事前に勉強すべきだったんですが。後で課長、専門家だから分かり次第、農地のほうだけで結構ですからお知らせください、私個人に。終わります。

議 長 (金子芳継)

税務課長、後で会議終了後、内容についていろいろ安藤議員とお話をさせていただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（三種町町税条例等の一部を改正する条例）」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

日程第16．承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（三種町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（三種町国民健康保険

税条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

日程第17. 承認第8号「専決処分の承認を求めることについて(令和2年度三種町一般会計補正予算)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

承認第8号「専決処分の承認を求めることについて(令和2年度三種町一般会計補正予算)」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

日程第18. 承認第9号「専決処分の承認を求めることについて(令和2年度三種町一般会計補正予算)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

承認第9号「専決処分の承認を求めることについて(令和2年度三種町一般会計補正予算)」を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

日程第19. 議案第32号から第34号までの一括上程を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、議案第32号から議案第34号までの条例の改正案及び単行議案についてご説明いたします。

初めに、議案第32号、三種町温泉条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が町内事業者に与える影響に鑑み、温泉料金徴収の猶予に関する条項の追加など所要の改正を行うものです。

次に、議案第33号、財産の取得につきましては、防災行政無線の機器として、八竜地域に設置する戸別受信機1,100台と、ダイポールアンテナ600本を購入するもので、契約の相手方は仙台市のパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社社長古神和也氏で、契約金額5,211万8,000円、納入期限を令和2年9月23日とする購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号、工事請負契約の締結につきましては、山本地域拠点センター外構工事を施工するもので、5月8日に6社の参加による指名競争入札を執行した結果、町内の成田建設株式会社本店本店長門間 誠氏と、契約金額8,800万円、工期を令和2年10月31日とする請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上が議案の概要でありますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、議案説明といたします。

議長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

日程第20. 議案第32号「三種町温泉条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。7番、加藤議員。

7番（加藤彦次郎）

2点お尋ねします。

19条にこの文言を加えたことによって、温泉料金の徴収を猶予することができるということに変わるということですが、この条例は「公布の日から施行し」とありますけれども、遡って猶予することは可能なのでしょうか、無理なのでしょうか。

議長（金子芳継）

上下水道課長。

上下水道課長（近藤光明）

お答えいたします。

5月10日ということにしたのは、上下水道料金とかの検針基準日が毎月10日ということになっておりまして、それに合わせていただくために5月10日からの運用をお願いしております。要するに、5月10日に検針したものは4月10日から5月10日までの間の検針分を月末に徴収するという

ことですので、私としては4月10日から5月10日分もその対象になるというふうには考えております。

以上です。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

分かりました。

それと20条の許可量を利用できない場合を削るとありますけれども、これを削ることによって、今回のコロナ危機による温泉使用料の減免あるいは免除は可能になると考えていいのでしょうか。

議 長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 お答えいたします。

条例上は可能というふうに判断はできますけれども、温泉料金というのがライフラインであるかというふうに考えますと、水道料金とか下水道料金とかと同じように考えるのはちょっと無理があるかなということで、今回の場合は新型コロナウイルス拡大防止協力金とか、あといろいろな支援金などの補助金及び県が宿泊券の発行などほかの支援を計画されておりますので、現在のところは減免は考えておりません。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

そうしますと町からの給付金とかそういうことで理解してもらおうと。温泉料金の減免はできないというふうに、今後検討の余地もないというふうに考えてよろしいですか。これは町長に答えていただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

先ほど上下水道課長から説明がありましたとおり、この件につきましては、この後全員協議会のほうでもご説明をさせていただきますけれども、独自の町の支援策として支援金を考えております。飲食業そして宿泊業者に対しては増額を考えております。今回は、まずこれを基に対応していただきたいと思っております。それでもなおこの影響が続くようであれば、やはり少し検討はせざるを得ない状況が発生すると思っておりますが、現時点ではここでお願いをしたいというところでもあります。(「分かりました、終わります」の声あり)

議 長 (金子芳継)

ほかにありますか。11番、高橋 満議員。

11番 (高橋 満)

温泉料金の徴収の猶予をできるというアバウトな表現ですけれども、どの程度の期間とか月というのは想定されておるのでしょうか。

議長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 お答えいたします。

本人の猶予申請という形をもって猶予を実施いたしますけれども、まず最長で1年くらいを想定しております。

11番 (高橋 満)

はい、分かりました。

議長 (金子芳継)

ほかにありませんか。12番、工藤秀明議員。

12番 (工藤秀明)

第27条、温泉料金を相当な期間滞納しているときということになっているけれども、この相当な期間というのは期限を切っているわけではないし、金額とかそういうのもないので、どうやってこれを判断すればいいの。

議長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 お答えいたします。

今までも未納者の方には電話連絡するなり、あと条例にありますとおり未納が続けば給湯停止という処置もとったこともございますけれども、残念ながら議員おっしゃるとおり期間の指定がございませんので、そのときの状況を考えてということで、何とかご了承お願いします。

議長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

過去にも前例があって、どうしようもなくなって駄目になったという経緯があるわけね。だからそういうのを参考にして、やはり相当とか、期間というのもやはり期日も入るとか、相当としたってどこまで相当なのか、何億が相当なのか何千万が相当なのか、これ全然分からないじゃない。そういう意味で何か基準がないわけですか。

議長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 先ほどお答えしたとおり、残念ながら現在の条例の中には期間をうたっておりませんので、必要であれば今後検討してまいりたいというふうに考えております。

議長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

必要であればということで意見もちょっとあれだけれども、前にも言いましたけれども、結局どうしようもなくなって誰もその後も請け負う人もいなくなって、最後に問題が発生すれば町にまた負担が来るでしょう、これ。今現在そういう例がもう何年後か、何十年もならないうちにあるんじゃないですか。何億とかってかかるようなことなので、そこら辺やはり途中である程度のところで線引きをするべきなのかなと思うんだけど。

議長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 お答えいたします。

条例にはございませんので、規則の中に期間を記入していきたいというふうに思います。

議長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

それでは、条例にないからということで、条例を今記載しているんだけどこれを直さないということ、そのままで行くということ。目安とかそういうのは全然、誰が判断するとかどのくらいとあって、そういうのは全然見当がつかないわけ。ついているわけ。

議長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 いろいろなパターンが想定されますので、私の中ではちょっと想定はされておりませんが、一応協議の上、規則に表示したいと思います。

議長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

やはりあまり大きくならないときに協議してやるべきだと思います。終わります。

議長 (金子芳継)

ほかにありませんか。5番、児玉信長議員。

5番 (児玉信長)

全員協議会するとき、町長の答弁としては特例の規定を付け加えるなどし、温泉使用料の減免や支払い猶予などを検討するというふうなお話をされておったわけでございます。また、使用料が難しい場合には給付金の支給を検討することも考えているというふうなことで話されておりました。

先ほどの議論の中でも担当課長がライフラインではないので減免は考えてないというふうなことなんですけれども、この条例の中で今回許可量の15

日分というのがあるわけなんですけれども、15日未満かつ使用料というのがありますけれども、例規集を見ますと27キロリットルが削除されて、今回この使用料の15日分未満というのになったわけなんですけれども、これはどういうことか1つお教え願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 お答えいたします。

27キロリットルというのは、温泉別荘分譲地の使用者の方の1日の契約料が1.9というふうになっていますので、それに15日を掛けました数字というふうに理解しております。そうしますと旅館、ホテル利用者の方はこの基準に当てはまることができませんので、ここを改正いたしまして15日以上休業した場合は2分の1に該当するような、そういう条例に改正してございます。

以上です。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

そうしますと27キロリットルの日量と、それから今回の15日未満分となりますと、やはりかなりの減額になるわけなんですか。

議 長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 温泉旅館の皆様は月契約料というのがございます、おのおの違うわけがございますけれども、その料金の半額になるということでございます。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

そうしますと1か月の検針をしているわけなんですけれども、旅館業の方々がこれによってどのくらいの減額になっていくわけなんですか、日常営業したとした場合に。

議 長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 お答えいたします。

具体的な例はちょっと今おのおのの施設によって契約料が違いますので、私も今そこまではまだ手元に資料ございませんけれども、月15日以上休んだ場合は半額ということでございますので、多い方ですと10万円くらいになるかなというふうなことで理解しております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

営業されている2社の方々が陳情に来まして、いろいろ新聞報道もされたわけでございますし、かなり逼迫している状況だということも新聞報道を見ながら、そしてまた今の状況を鑑みますと、あれなんですか、2社とももう既に営業されているんですか。この14日の県のから、15日から2社とも営業されているんですか。

議長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 お答えいたします。

1社のほうは7日から営業を再開しておりますけれども、もう1社のほうは先月の10日からずっとまだ休業中でございます。

議長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

当然これだけの配慮をするということは、それなりに7日から営業している1社もあるし、また営業をまだしていないというようなことの、それはあなた方のほうではどういう理由かということは把握はしていない、どうなんでしょうか。

議長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 1社のほうは先月の10日に上下水道課のほうに来まして、こういうふうには休業したいと、どのようにしたらいいかという相談がありましたので、一応温泉の休止届というふうなものを出していただきまして、再開するときに再び開始届を出してくださいと、その間お湯を止めますよというお話はしておりますので、今回の条例改正によってその分納付する金額は減ってくるものと理解しております。

もう1社のほうは、一応町で施設にお伺いして、休業するのであればお湯を止めたらいいかというお話をさせていただいたんですけども、そこに家族が住んでいるということで、お湯を止められたらちょっと困るというお話をされたもので、そのまま給湯を続けております。

以上です。

議長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

町長どうなんでしょうか。町長の公約として森岳温泉活性化というふうなことでここまでの配慮をしているにもかかわらず、そういう状況だというふうなことを考えますと、どういうお考えでしょうか。

議 長（金子芳継）
町長。

町 長（田川政幸）
お答えをいたします。

今回は本当に大変まれなケースでありまして、これまで努力してきている温泉のホテル、そして飲食業の皆さんには大変なご負担だと思っております。今回、先ほども申し上げましたとおり、かなり特別な事例でありますので、そこは町のほうとしても手厚くまず支援する形を取りまして、一日も早く通常の状態に戻れば、これから要するに森岳温泉の誘客対策というかそういうのもしっかりとサポートしていきたいと考えております。

議 長（金子芳継）
5番。

5番（児玉信長）

非常に大事なことだと思いますし、また陳情になされてきたときの報道の内容を見ますと、やはりスポーツ関係の872人の宿泊がマイナスであったというふうなことの大きなスローガンもあったんですけども、温泉がそれだけの集客をするわけではないし、一般のやはり観光客並びにいろいろな方々が温泉につかって、温泉の楽しみを味わうのが温泉の活性化の1つではなかろうかと思うんです。そうして1社が今の状況だとなると、果たしてこれが本当に、私ども条例をこうして、せっかく陳情に来られて、そして私どもがそれに答えているにもかかわらずそういう状況になるということに非常に寂しい限りでございますけれども、やはりそういう状況を考えると、またいろいろな方向で、町長、また第2弾の考え方が今後あるのか。国としては補正の第2弾をやるわけなんですけれども、町長としてはどういうお考えでしょうか。また、この協力金における全員協議会がこの後ありますけれども、その中で町の第2弾の協力金が果たしてあるのかどうか、その点もお伺いしたいと思います。

議 長（金子芳継）
町長。

町 長（田川政幸）
お答えをいたします。

協力金というよりも、どうしてもこの後は、国のほうでもそうなんですけれども人が動くことによる経済対策の意味合いが強くなってくるんだと思います。やはり森岳温泉は観光の拠点でありますので、これからまずコロナウイルスの緊急事態宣言、これが全面的に解除になって、他県とも交流ができるような状況の中で初めていろいろな合宿の誘致だとか、そういうところにも取り組んでいけるのかなと思っております。かなり人が動く状況を作るようなことができますと、それに対して町としてしっかり助成をしていくなり新たな支援制度を考えていきたいと、このように考えております。

議 長（金子芳継）

5番。

5番 (児玉信長)

温泉街の中でも8時まで営業をして、なおかつテイクアウトしたりデリバリーをしたりして頑張っているお店屋さんもあるわけなんですよ。また、琴丘でも、そして八竜の地区でも、地域でもそれなりに頑張っているいろいろな方々がおるわけなんですよ。だからそういった猶予を含めてひとつまたよろしくお願ひしたいと、かように思います。

以上、終わります。

議 長 (金子芳継)

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第32号「三種町温泉条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第33号「財産の取得について（防災行政無線戸別受信機（八竜地域）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第33号「財産の取得について（防災行政無線戸別受信機（八竜地域）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第34号「工事請負契約の締結について（三種町山本地域拠点センター外構工事）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。2番、平賀 真議員。

2番 （平賀 真）

それではお伺いいたします。

こちらの工事概要で面積と、また区画線工等が出ておりますけれども、この図面と、要はいつてみれば既存の建物から外構というのはどの図面がですね、当然あるものと思いますが、それをお見せいただければと思います。

あともう1点は、旧公民館の解体の工事が始まるかと思いますが、その更地もこの外構に入っているかどうかもお伺いいたします。

議長 （金子芳継）

教育次長。

教育次長 （後藤 誠）

お答えいたします。

図面については、後ほど提供させていただきます。

それから、今旧公民館の解体工事に入っておりますけれども、あの公民館を解体した後は、その部分が外構工事に含まれまして駐車場となる予定です。

以上です。

議長 （金子芳継）

2番。

2番 （平賀 真）

それでは上物がなくなった後は、こちらのほうの工事で全部一括舗装ということですね。

あと駐車場ということで、この区画線工というのが駐車場の区画だと思えますので、それも多分図面のほうに出ているかと思えますので、後ほどお見せいただければと思います。終わります。

議長 （金子芳継）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議長 （金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 （金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第34号「工事請負契約の締結について（三種町山本地域拠点センター外構工事）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

引き続き議会全員協議会を行います。

これをもって、令和2年第1回三種町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時09分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 金 子 芳 継

三種町議会議員 堺 谷 直 樹

三種町議会議員 安 藤 賢 藏